資料１－２－２

事務局ヒアリング議事録（11 月 5 日開催分）

日　時：令和 8 年 11 月 5 日（木）15:00～17:10
場　所：個人情報保護委員会事務局　共用 1201 会議室
出席者：
（参加団体）
一般社団法人 Consumer Rights Japan
一般社団法人全国消費者団体連絡会
一般社団法人日本若者協議会
公益社団法人全国消費生活相談員協会
主婦連合会
一般社団法人新経済連盟
一般社団法人日本経済団体連合会
在日米国商工会議所
プライバシーテック協会
（事務局）
佐脇事務局長、西中事務局次長、小川審議官、香月参事官、田中企画官、ほか

○田中企画官　皆様、本日もお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから、「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律　政令・規則の整備に向けた基本的な考え方」に関する事務局ヒアリングを開催いたします。司会進行は、私、事務局の田中が担当します。開会に当たり、審議官の小川から御挨拶申し上げます。小川審議官、よろしくお願いいたします。

○小川審議官　皆様、こんにちは。本日はお足元の悪い中、また雨も降っているかもしれませんが、お集まりいただきまして本当にありがとうございます。

令和 8 年の改正個人情報保護法ですが、成立までにも皆様からいろいろと御意見を頂いてきたところでございます。成立後、今度は施行準備に向けて、個人の立場を代表する皆様方、また事業者の立場を代表する皆様方から幅広く御意見を伺いながら、検討を深めてまいりたいと考えております。

これまでに、個人の立場を代表する方々とは 3 回の意見交換会、また事業者の立場を代表する方々とは 2 回の意見交換会を開催し、基本的な考え方の個別の論点につきまして、それぞれ本当に貴重なインプットをいただいて、議論を深めてきたところでございます。

そして、これまでの意見交換会の結果も踏まえまして、今回は、個人の立場を代表する皆様方と事業者の立場を代表する皆様方が、ミックスした形で一堂に会していただいてお

ります。論点はかなり多くございますけれども、その中で、既に検討が深まってきたところもあると思いますが、「特にこういうところは」というポイントについて、ぜひそれぞれ述べていただいて、相互にいろいろと議論を深めていく機会にしていただければ大変幸いです。

また、この事務局ヒアリングの結果につきましては、以前から御相談しているとおり、それぞれの団体様がどういった御発言を頂いたのかについても、しっかりと議事録として取りまとめ、委員会にも我々の方から報告をさせていただきます。その結果を踏まえて、しっかりと議論を深めていきたいと思っておりますので、ぜひ本日も忌憚のない御意見をいろいろと頂きたいと思います。そして、これからの個人情報保護政策の一層の充実に、我々も本日の結果を活用していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

（１）政令・規則の整備に向けた基本的な考え方について①

○田中企画官　それでは、議事に入ります。

まずは、基本的な考え方①でお示しした論点につきまして、参加団体の皆様から順番に御意見を伺います。

なお、本日初対面の方もいらっしゃるかと思いますので、発言の冒頭に、団体の概要とお立場を簡単で構いませんので御紹介いただき、また、発言の際には、可能な範囲で構いませんので、検討項目、テーマと論点番号を明らかにしていただければ幸いでございます。

それでは、基本的な考え方①につきましては、私の左手の若者協議会さんから時計回りで御発言いただこうと思っております。まず、若者協議会さん、お願いいたします。

○一般社団法人日本若者協議会　日本若者協議会は、若者及び若者団体の傘組織として、主に個人会員 1,000 名、団体会員 43 団体の声を代表するような形で活動している団体でございます。

まず、基本的な考え方①につきまして、大きく２－①及び２－②について発言をさせていただきます。

まず、２－①の子供の個人情報の取扱いに関する規律について、特に法定代理人と子供の意思が離れている場合についての意見を述べさせていただきます。

初めに、法定代理人が事前にデータ取得に同意している場合であっても、一定の判断能力を有する子供本人が利用停止・消去を希望した場合には、子供本人の意思を優先して削除等に応じるべきであるなど、子供の意思を尊重した運用をしていただきたいと考えております。

また、法定代理人と子供本人の利益が一致しない場合についても、例えば、子供からの利用停止等請求の内容を法定代理人に通知するなどのことについては、慎重に運用してい

ただきたいと考えております。

また、子供本人が利用停止等の請求の主体となっていると理解しております。そのため、利用停止等請求をしやすくするために、子供向けの分かりやすい方法や説明とすることを事業者の皆様にお願いしたいと考えております。

さらに、法定代理人が関与するとしても、子供本人に対する説明・通知を行うべきであると考えております。法定代理人だけでなく、子供本人にも通知することをぜひ行っていただきたいと考えております。

また、本規律につきましては、16 歳未満を対象としたものと理解しております。16 歳未満に対する一律の運用という形ではなく、例えば中学生など、一定の発達段階にある子供に対して、発達段階に応じた設計なども柔軟に行っていただけると非常に助かります。以上が２－①になります。

続きまして、特定生体個人情報の２－②に関するものです。こちらについては、周知方法について、例えば学校や塾、娯楽施設、商業施設など、子供が日常的に利用する空間においては、子供自身並びに法定代理人である親が理解できるような平易な表記や、イラストを用いた周知方法といったところもぜひ明記していただきたいと考えております。

以上となります。

○田中企画官　ありがとうございます。全国消団連さん、御発言をお願いいたします。

○一般社団法人全国消費者団体連絡会　全国消団連は、消費者の権利の実現と暮らしの向上を目指して活動する消費者団体の全国的な連絡組織です。本日は消費者の立場から意見を申し上げます。

まず、１－①について、「本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかな場合」として同意を不要とする規律については、事業者の恣意的な判断によって利用範囲が拡大する懸念があると考えます。したがいまして、対象範囲は真に契約履行等に不可欠な場合に限定し、判断基準を委員会規則やガイドラインで具体的かつ明確に示すべきと考えております。これは国会の附帯決議でも求められていることです。

次に、２－①について、子供の個人情報につきましては、常に子供の最善の利益を最優先に考えるべきです。法定代理人の関与は重要ですが、必ずしも子供の利益と一致するとは限りません。子供本人への説明や権利行使の機会を確保するとともに、虐待等の特別な事情にも配慮した制度設計が必要です。

また、利用停止等請求の例外は真に不可欠な場合に限定すべきであり、ターゲティング広告や将来のデジタルタトゥーにつながるような利用については、子供自身の権利利益を十分に保護できる仕組みが求められます。

それから、２－②については、顔特徴データなどの生体データは、一度収集されると本人の行動追跡やプロファイリングにつながるリスクが高く、一般の消費者が気付かないま

ま利用されることへの不安があります。そのため、施設入口やカメラ周辺での分かりやすい掲示、利用目的や問合せ窓口の明示、利用停止等請求を容易に行える仕組み、保存期間の最小化及び不要データの確実な削除など、利活用の促進だけではなく、透明性の確保と本人が実効的に権利行使できる環境の整備を強く求めます。

特に、子供の個人情報と顔特徴データについては、予防的かつ慎重な保護を基本とすべきと考えます。

以上です。

○田中企画官　ありがとうございました。続きまして、経団連さん、お願いします。

○一般社団法人日本経済団体連合会　まず、経団連は、約 1,600 の日本の代表的な企業や業種別の全国団体等で構成される総合経済団体でございます。本日は、データ利活用と個人の権利利益の保護の両立を図るという立場から意見を申し上げたいと思います。

なお、基本的な考え方①②③に対する意見を昨日意見書として取りまとめ、ウェブサイトに公開しておりますので、詳細は後ほど御覧いただければと思います。

まず、１－①の本人の意思に反しない取扱いについて、第三者との契約と契約締結に先立つ場合の２類型の追加に賛同いたします。規則を限定列挙にすると、想定外の正当な場面が漏れてしまうため、判断基準と具体例を示す形としていただきたいと思います。

次に、２－①の子供の個人情報については、本人認証や不正防止、再登録の防止など、子供の安全を守るための取扱いまで利用停止等請求で止まってしまわないよう、例外を明確にしていただきたいと思います。また、年齢確認や法定代理人からの同意取得の方法は、厳格過ぎるとかえって多くの個人情報を集めることになるため、国会の附帯決議のとおり、柔軟な方法を認めていただきたいと思います。

最後に、２－②の顔特徴データについては、対象の限定に賛同いたします。単なる顔画像などが対象外であることを明確にし、車載カメラ等の移動式カメラについてはウェブサイトでの公表など柔軟な周知方法を認めていただければと思います。

以上です。

○田中企画官　ありがとうございます。続きまして、Consumer Rights Japan さん、お願いします。

○一般社団法人 Consumer Rights Japan　当団体は、基本的に国内の消費者問題と国際的な消費者問題をブリッジでつなぐような役割を果たすことを目的として設立いたしました。近年では、子供の消費者の脆弱性に関わる消費者保護の分野と、デジタル・ＡＩに関わる消費者保護の分野に注力しております。

私からは、基本的な考え方①の部分について、特に当団体の活動目的にもあります、子供の消費者の保護の観点から述べさせていただければと思います。

先ほど全国消団連の方からもありましたが、子供の利益を最優先にしていただくという

ことは、十分に考えていただきたいところでございます。

ただし、他の規律との兼ね合い、例えば未成年者契約の取消しといった他の規律との兼ね合いで、子供の意思と保護者、法定代理人の意思が異なるといったケースにおいては、慎重な検討が必要なのだろうと思っております。

この部分に関しては、子供の成長に関わる学術界の方や、子供の権利保護の研究をなさっている方々の御意見なども聞いた方がよろしいのではないかと思っております。

私からは以上です。

○田中企画官　ありがとうございます。続きまして、新経連さん、お願いします。

○一般社団法人新経済連盟　新経済連盟は、比較的新しくできた経済団体でございまして、イノベーション、アントレプレナーシップ、グローバリゼーションの推進ということで、新しい産業を育成していこうという観点で活動しております。

新経連も、明日になると思いますが、意見を公表する予定でございますので、詳細はそちらを御覧いただければと思います。

まず、１－①の「取得の状況からみて本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかな場合」についてです。現在、「契約の履行のために必要やむを得ないことが明らかである場合」というのがそのまま書かれておりますが、ここの解釈を柔軟にしていただきたいと思っております。

例えば、クレジットカード決済をする際の EMV 3-D セキュアについては、事業者が導入するかどうかを決めていたり、取引によって 3-D セキュアが発動されたりされなかったりということがございます。そうした場合に、3-D セキュアがないと絶対に決済が終了しないかというとそうではないのですが、情報を出さない限りリスクが高いと判断されてしまい、スムーズなお買物ができないということになったりします。そのため、この「必要やむを得ない」というところについては、それがないと絶対に契約ができないというところまで厳格に解釈しないでいただきたいと思っております。

それから、事業者と第三者の契約や、契約に先立った提供の場合について規定することには賛同しております。

また、よくある話として、トラブル対応時に、お客様から問合せがあったものの、その対応ができるのはグループ会社や決済会社であるといった場合に、お客様の情報を必要なところに連携するといったものについても、この規定が適用されると良いと思っております。

次に、子供の情報に関してですが、先ほどから複数の御意見がありましたとおり、子供本人と法定代理人との意見が合致しない場合の考え方は、できる限り明らかにしていただきたいと思っております。特に、子供の場合、お小遣いの範囲で買物をすることがあると思いますが、そこに対して親御さんが介入してきた場合の対応について、御見解を頂けれ

ばと思っております。

また、こちらも政令・規則の中身ではないと思いますが、法定代理人の同意の取得の方法についても、リスクベースで柔軟な方法を認めていただきたいと思います。例えば、ウェブサイトでニュースを見るという行動から、ＳＮＳで情報をやり取りするというところまで、かなり幅広いものがあると思いますので、リスクベースで柔軟な方法を認めていただければと思います。

それから、顔特徴データに関する論点２についてです。固定式のカメラ・センサーに限らず、例えば各個人の携帯端末で撮影されたものがその後分析される場合もあるでしょうし、いろいろな場合があると思います。また、事業者が裏側でソフトウェアを提供しているということもあると思いますので、どのような方法で周知するのが一番周知できるかということについて、柔軟な方法を認めていただきたいと思っております。

以上です。

○田中企画官　ありがとうございます。続きまして、主婦連さん、お願いします。

○主婦連合会　主婦連合会は今年で設立 78 周年を迎えます。日本で一番古い消費者団体になります。主婦連合会と名付けておりますが、主婦の集まりというよりは、典型的な消費者団体と考えてください。「台所の声を政治に」というスローガンで活動を始め、数々の法律の制定や法改正に意見を届けてまいりました。あまり宣伝するのは得意ではないのですが、いろいろ言ってこいと言われるものですから申し上げますと、例えば景品表示法は主婦連合会の活動から生まれた法律であることは有名な話でございます。

それでは、意見を言わせていただきます。

まず、１－①の論点１の「取得の状況からみて本人の意思に反しないため」というところですが、私たちの意見としては、個人情報を利用・提供する事業者側の判断に過度に委ねられることには懸念があります。事業者からみて具体的な不利益が生じないと判断されることと、本人が自己の個人情報が誰にどのような目的でどのように利用・提供されるかを認識できることとは、別の問題だと考えております。したがって、本人同意を不要とする場合であっても、それによって本人への情報提供や透明性の確保まで不要になるのではないということを明確にすべきであると申し上げた上で、本人の権利利益を害しないことが明らかと判断できる範囲につきましては、事業者による恣意的な解釈が広がらないよう、客観的かつ限定的な判断基準を明示すべきと考えます。

次に、２－①の「子供の個人情報の取扱いに関する規律」の論点１ですが、本人が利用停止等請求を希望している以上、過去の取得の状況を頼りに権利利益を害しないことが明らかであるとは言えないと思いますので、15 ページと同様に考えることはできないのではないかという意見を申し上げたいと思います。

それから、２－②の「顔特徴データ等に関する規律」の論点１ですが、生体情報の対象

につきましては、顔特徴データに限定せず、少なくともＤＮＡ、声紋、歩容、指紋は入れていただきたいと考えております。遠隔から取得するケースは、もちろん本人も関知しないまま取得されてしまうわけですが、指紋やＤＮＡなどのように残置物から取得できるケースも、本人に気付かれないように取得できますので、ぜひ入れていただきたいという意見を申し上げたいと思います。

それから、２－②の論点２の周知方法ですが、参考資料にカメラシステムの例があり、これはとても良い周知方法だと思いますので、そこにあることに加えて、フォントの大きさを工夫することとあるのを具体的にルール化することや、分かりやすい標準化されたピクトグラム、つまり、ここで生体情報が取られているということが分かる標準化されたピクトグラムがあると良いと考えております。

それから、２－②の論点４ですが、先ほどと同じことを申し上げますが、本人が利用停止等請求を希望している以上、15 ページと同様に考えることはできないのではないかと考えております。

以上です。

○田中企画官　ありがとうございます。続きまして、プライバシーテック協会さん、お願いします。

○プライバシーテック協会　プライバシーテック協会は、ＰＥＴｓ（Privacy Enhancing Technologies）、日本語ではプライバシー強化技術になりますが、その普及促進に取り組んでいる団体でございます。

ＰＥＴｓは、プライバシーを保護しながらデータを活用する技術の総称と考えておりまして、様々な技術が具体的に該当しております。各技術の成熟度も様々で、研究段階のものもあれば、既に実用化され、かつ導入コストも低く、広く普及しているものもございます。

ただし、どの技術が適しているかは、分析のユースケース等にかなり依存します。また、一つのプライバシー保護技術だけでなく、複数の技術を組み合わせることで効果を発揮するものもあります。国際的な議論の場でも、ユースケースごとに利用例を整理するような取組がございます。

いろいろな論点に関わる広いコメントになりますが、ＰＥＴｓは、生体データの管理や統計作成等の特例、子供のデータ保護など、様々な場面でデータの保護・安全管理に寄与すると考えております。今回の改正に向けた検討でも、技術的なリスク低減の措置としてＰＥＴｓが言及されております。

事業者がＰＥＴｓの導入を検討しやすくするためには、具体的な内容を含むガイドラインが必要であると考えております。一方で、技術の今後の進展を考えると、特定の技術に過度に依存する書き方は望ましくありません。こうしたことを考えると、具体性と技術の

中立性を両立したガイドラインを官民で連携して一緒に作っていくことを要望いたします。当協会としても、技術的な知見の提供などで協力させていただきたいと考えております。

以上です。

○田中企画官　ありがとうございます。続きまして、全相協さん、お願いします。

○公益社団法人全国消費生活相談員協会　全国消費生活相談員協会でございます。私どもの協会は、全国各地にある消費生活センターで消費者の声を直接お聞きしている消費生活相談員の団体でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、本人関与ですが、取得の状況からみて本人の意思に反しないことが明らかな取扱いについて本人同意を不要とする方向の議論ですので、必要度が本当に高いものに限定すべきであり、規則で範囲や判断基準をできるだけ具体的かつ限定的に明記すべきと思っております。

次に、子供についてです。年齢確認や法定代理人の同意取得の際に、写真付き証明書など、本来の目的以上の個人情報を提出させる運用が取られることを懸念しております。そのため、ガイドラインで、年齢層の推定や自己申告など、必要最小限の確認で足りることを示していただきたいです。

また、親の同意を得て取得したデータは、その後の子供本人からの利用停止等請求の例外とされておりますが、親と子供の利益が必ずしも一致しない場合の子供の救済もぜひ検討をお願いしたいです。

なお、利用停止等請求権は個人の重要な権利の一つですが、実は実務上の障壁がございます。利用停止を申し出た消費者が、事業者から本人確認として運転免許証のコピー等を求められ、それは嫌だとして権利行使を諦めてしまうというケースが多くあります。そのため、請求に必要な本人確認資料を最小限とすることを、ガイドラインで明確にしていただきたいと思っております。

最後に、顔特徴データの周知についてですが、個情委が令和５年に出された例がございますので、それを参考にして、専門家ではない個人が普通に気付いて、理解して、対応できる内容とすることを、規則以下で担保していただきたいと思っております。

以上でございます。

○田中企画官　ありがとうございました。ＡＣＣＪさん、お願いいたします。

○在日米国商工会議所　在日米国商工会議所（ＡＣＣＪ）は、米国企業を中心に約600社を代表する、3,000人以上の会員を有する外国の経済団体でございます。

今回の個人情報保護法及び関連規則の今後の方向性について、これを遵守する企業にとって、どのように設計され、適用され、解釈されるかということは、ビジネス上も非常に大きな影響を与えますし、当然消費者の皆様にも関わることですので、ＡＣＣＪの見解を

共有する機会を頂いたことに改めて感謝したいと思います。

早速、検討項目のそれぞれについてＡＣＣＪの見解を述べさせていただきます。

まず、「取得の状況からみて本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかな取扱い」という点につきまして、この例外が盛り込まれたことを歓迎いたします。消費者の皆様が御不安にならないようにすると同時に、消費者の意思に沿った形で簡便に対応するためにも、先ほど経団連さんや他の団体さんからも御意見がありましたとおり、網羅的なリストではなく、ハイレベルのコンセプトの基準をしっかりお示しいただきつつ、コンプライアンスを行えるような枠組みとしていただくことを要望いたします。こうした検討におきましても、他の国とのハーモナイゼーションを考慮した国際的な水準を達成していただくようお願いできればと思っております。

次に、子供の個人情報に関してですが、日本における子供のプライバシー保護を他国と同等の水準にし、子供の保護をより確保する取組について歓迎しております。同時に、実物の商品を扱うオンラインのサービスから純粋なデジタルサービスまで、幅広いビジネス形態がございます。ですので、子供のデータに関する法定代理人の同意の取得の方法については、柔軟性を認めていただきたいと考えております。

特に、今回の年齢の要件につきまして、法定代理人の同意要件が成人年齢の 18 歳よりも低い年齢となっていることにも鑑みまして、基本的にはサービスの性質とリスクに応じて、適切な場合には自己申告も認めるような柔軟な対応をお願いしたいと考えております。企業側が逆にお子様の年齢情報をたくさん保有するといったことも適切ではございませんので、過度なデータ収集を防止するということも非常に重要な論点であると考えております。

また、今回の改正法施行に当たりまして、先ほど皆様からも御意見がございましたとおり、子供の最善の利益になるかどうかに基づいていただきたいと思いますし、リスクに応じた相応の方法を採用することが非常に重要だと思っております。その上で、経過措置として、当然ながら子供を対象としていないサービスに対しては過度な介入や何らかの要件を求めることがないようにしていただきたいということと、利用者が 16 歳になった場合に直ちにリアルタイムで何らかの変更を求められることは非常に困難を伴いますので、合理的な処理の期間といったものも認めていただければありがたいと考えております。

それから、特定生体個人情報、顔特徴データに関してですが、個別の識別又は継続的な認識に使用される機器又はソフトウェアに厳格に限定していただき、通常の写真や医療画像といった、顔特徴データを把握すること自体を目的としていないものについては、除外いただけるようお願いできればと考えております。

基本的な考え方①に関しましては以上でございます。

○田中企画官　ありがとうございました。ここまでで、基本的な考え方①に関する発言は一

巡いたしましたが、追加の御発言がございましたらお受けしたいと考えております。発言を希望される場合には、お手元のネームプレートを立ててお知らせいただければ、順番に指名いたしますので、指名されるのをお待ちいただければと思います。皆様、いかがでございましょうか。それでは、全相協さん、お願いします。

○公益社団法人全国消費生活相談員協会　ごく簡単に3点お願いいたします。

1点目は、顔特徴データの窓口についてです。複数の事業者が顔特徴データを同時に取り扱う場合に、可能であれば一元的な窓口を設けることを想定しているという国会答弁がございましたが、その具体化をぜひお願いしたいと思っております。

2点目は、今後の技術動向を踏まえれば、歩容、声紋についても規律の対象とすることを前向きに検討いただきたいということです。

3点目、例外事由の追加について、子供と顔特徴データの利用停止等請求権の例外を安易に広げないでください。追加する場合は、必要性を具体的に示していただきたいと思っております。

以上です。

○田中企画官　ありがとうございます。続きまして、経団連さん、お願いします。

○一般社団法人日本経済団体連合会　まず、1－①の論点1の本人の意思に反しない取扱いについてです。資料の意見交換会の議事概要に、個人の立場を代表する団体の皆様からの御意見として、限定的に内容を列挙すべきという御意見が書かれておりますが、この規定の濫用を防ぐという問題意識については、私たち経済界も当然共有しております。しかし、ここを限定列挙のように規定してしまうと、例えば正当な場面や、まだ世の中に出てきていない新しい技術やサービスといったものへの正当な適用が漏れてしまう可能性もありますし、その都度同意を求めるようなことになってしまいます。こちらに関しては、やはり判断基準をお示しいただき、該当する例、該当しない例をガイドライン等で示せば、透明性と予見可能性は両立できるのではないかと思いますので、そのような形で検討していただければありがたいと思っております。

もう一つは、2－②の顔特徴データのところです。論点2のところで、顔認証に関しては、例えば顔データを登録するときに事前に説明していた場合には、重ねての周知は不要であると認識しておりますが、そこは明確にしていただければありがたいと思っております。

また、論点4及び5に関わるところですが、不正な再登録の防止に必要な最小限の情報の保持を、本人からの利用停止等請求の例外事由として認めていただければ、運用としてもスムーズに成り立つかと思いますので、御検討いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○小川審議官　それぞれ貴重な御意見を本当にありがとうございます。

少し細かい話にはなりますが、ＤＮＡや歩容の関係について、個人の立場を代表する方々からいろいろと御意見がありましたが、産業界の方から、もし今の段階で何か御意見がございましたらお願いいたします。

○田中企画官　新経連さん、お願いします。

○一般社団法人新経済連盟　新経連としては、顔特徴データのみを対象としていただきたいと考えております。歩容等については、今後の技術の発展でどういう状況になるか分かりませんが、現時点では、歩容のデータやＤＮＡを誰か知らない事業者が取って分析し、しかもずっと追跡されてしまうおそれがあるというところまでは来ていないと思いますので、今後の状況を踏まえながらで良いのではないかと思っております。

以上です。

○田中企画官　ありがとうございます。経団連さん、お願いします。

○一般社団法人日本経済団体連合会　ありがとうございます。経団連も基本的に同じような考え方でございます。現時点においては、顔特徴データについて、顔識別カメラの技術の発展等により懸念があるという部分は理解できる部分でもありますので、そこに規律を定めていくことには賛同いたします。しかし、他の個人識別符号において同じような特徴があるのかについては、個人情報保護委員会様が出していただいた資料、確か「生体データの利用に関する動向調査」の最終報告書だったと思いますが、そこで色分けして２段階で、なぜ顔特徴データに懸念があるのかを示していただいていたかと思います。技術の発展や様々なツールの展開に応じて、その表の中身が変わってくることもあると思いますので、そのときにぜひ検討いただければと思いますが、現時点、2026 年 11 月の時点では、顔特徴データのみで良いのではないかと思っております。

○小川審議官　ＡＣＣＪさん、何かございますか。

○在日米国商工会議所　一言だけ申し上げます。海外の動向も踏まえて、日本だけが突出することにならないよう、できるだけハーモナイズした検討で、今後の動向を踏まえながら御検討いただくべき論点かと思っております。

○小川審議官　貴重な御意見ありがとうございます。基本的には、技術の動向や、そうしたサービス・機器が幅広く使われているかどうかによりけりだと思っております。今後も動向を踏まえながら適切に対応していくことが重要だという御指摘かと思いました。ありがとうございます。

（２）政令･規則の整備に向けた基本的な考え方について②

○田中企画官　ありがとうございました。それでは、続きまして、基本的な考え方②でお示しした論点につきまして、参加団体の皆様から順番に御意見を伺いたいと思います。今度は順番を入れ替えまして、全相協さんから御意見を伺いたいと思います。全相協さん、お

願いいたします。

○公益社団法人全国消費生活相談員協会　まず、統計作成等の特例についてです。統計作成等の特例は本人同意を求めない仕組みですから、最も重要なことは、その結果として個人が特定されないこと、つまり特定の個人の情報が復元されないことだと思っております。復元のおそれは、提供元事業者がデータを渡すとき、提供先事業者がそれを保有している間、そして作られたＡＩモデルなどから、という三つの場面で生じますので、その点に十分な配慮が必要だと考えております。

また、ここで申し上げるべきかどうか分かりませんが、昨今、情報漏えいが大きく取り沙汰されております。必要がなくなった個人情報等は速やかに消去する方向で御検討いただければありがたいと思っております。

また、提供元と提供先の間の書面による合意の項目について、頂いている資料では「確認・記録することが望ましい」とされておりますが、「確認・記録する」としていただきたいです。

さらに、復元の防止には、ＡＩモデルが学習した個人の情報をそのまま出力してしまうことや、病歴などを推測できてしまうことも含まれると、規則等でぜひ明記していただきたいと思っております。

また、公表方法については、個人が到達しやすい個情委指定のウェブサイトがあればそれが望ましく、その中で、個人が権利行使するための苦情の申出先を必須にしていただくようお願いしたいと思います。

それから、委託については、消費者が一番困るのは、問題が起きたときに誰に言えば良いのか分からない、連絡先も責任の所在も分からないということですので、委託元が委託先の取扱いを把握し、必要なときには止められることを契約で担保していただきたいと思っております。

なお、漏えい等の本人通知は何のためにするかというと、本人が二次被害を防ぐために自ら行動するためのものであり、通知が省略できるのは、本人が身を守る必要のない場合に限定されるべきではないかと思っております。社内でだけ使うＩＤ番号のように、それだけではほとんど意味を持たない情報に限っていただきたいと思っております。

以上です。

○田中企画官　ありがとうございます。続きまして、プライバシーテック協会さん、お願いします。

○プライバシーテック協会　統計作成等の特例の論点１に関してです。

今回、統計作成等の定義の中に、論点１の三つの措置が要件として含まれていると理解しております。この前提において、例えば、提供元が公表を行い、提供先とも一定の事項を合意したにもかかわらず、提供先が安全管理のために必要かつ適切な措置を講じていな

かった場合を想定します。この場合に、要件を欠くために統計作成等の特例に当たらないと解釈されることになりますと、提供が事後的に違法となり、本人の同意のない提供と評価されるおそれがあるのではないかと思っております。

その結果、漏えい等報告や課徴金の対象になる可能性があるのではないかと感じている事業者が一定数おりまして、また、提供元がコントロールできない事情によってこうした可能性が生じるのであれば、提供をためらってしまうという声も聞いているところでございます。

今申し上げたような解釈がなされるかどうかについては不透明な部分はあるかと思いますが、提供先の不備のように提供元の手が及ばないことまで一律に課徴金等の対象にするという趣旨の制度ではないと理解しておりますので、その点の解釈を御確認いただけると、こうした事業者の不安の声も収まるのではないかと考えております。

以上です。

○田中企画官　ありがとうございます。続きまして、主婦連さん、お願いします。

○主婦連合会　基本的な考え方②に関して、まず１－①の論点１の「個人の権利利益を害するおそれが少ないもの」としての作成行為についてですが、ここは非常に重要視しております。

提供元は、氏名や詳細な住所、メールアドレス、Cookie などを削除し、仮名化した上で提供する。また、名寄せ的なものが必要な場合は、要件をそろえた上で、提供元が例えば鍵付きハッシュ化などをして提供する。その際、鍵は提供元のみが管理すること。

また、提供先はＰＩＡ（プライバシー影響評価）を実施し、提供元はその実施を確認してから提供する。確認できなければ提供しない。

提供先は統計処理後に仮名化データと中間生成物を速やかに廃棄し、提供元は廃棄を確認・記録すること。

それから、要配慮個人情報については、何か追加の措置が必要ではないかと考えます。例えば、オプトアウトを認めることなどが考えられると思います。

また、16 歳未満の情報を提供する場合には、第 35 条第 9 項の請求権を実際に使えるよう、通知と窓口を設けることを求めたいと思います。

この特例は、同意を外す代わりに統計のみに使うことを担保して許容されているものですから、それを担保するためには、入口においては提供元による仮名化やハッシュ化、途中段階ではＰＩＡ、出口の段階では廃棄と、具体的に定める必要があると考えます。

次に、１－①の論点２の「個人の権利利益を害するおそれが少ないもの」に当たらないもの、つまり除外・限定すべきものについてです。

統計結果やモデルを使って特定の個人を評価、判断、推知するいわゆるプロファイリングと呼ばれているものは除外する、提供先の義務として合意書面に明記するなどして、公

表事項にも載せていただきたいと思います。

それから、特定の集団に対する差別や不利益をもたらすおそれのある統計情報の作成を除外すること。直接は個人の権利利益を害するものではないとしても、当てはめることによって個人の権利利益を害するおそれがあるからです。

また、学習データ中の個人情報を再現・抽出できる状態のモデルは対象外とすること。理由としては、制度の前提は統計が個人に直接作用しないことにあるはずですから、統計結果が個人への当てはめに使われれば、この全体が崩れるからです。

さらに、違法に公開された情報や漏えいした情報を用いる統計作成等は除外すること。

次に、1－①の論点 3 の公表方法ですが、提供元は提供の少なくとも 1 か月前に公表することとしていただきたいです。第 35 条で停止請求権が認められているわけですが、本人が気付いて行動を起こすためには一定の期間が必要だからです。気付いたときにはもう提供された後ということでは、請求権が意味をなしません。

また、公表については、企業のトップページの上の方の目立つ場所に「統計等例外情報」と表示し、リンクをクリックすると企業の公表ページと委員会の公表ページに飛ぶような仕組みが必要だと思います。委員会事務局は、委員会としてウェブクローリングするなどして、委員会のウェブサイトに統計等例外を利用した企業、提供元、提供先の名前とウェブサイトの一覧を公表すべきと考えます。一般の人にはそういうことができないからです。一般の人がクローリングの手法を用いて、網羅的に自分が提供した情報の利用の有無を知ることができるわけではありませんので、誰もが把握しやすくする必要があります。国会の附帯決議でも、本人が容易に知り得る状態と委員会による把握を求めているところでございます。

御提案にある「不特定多数の者が認識するのに必要な期間を置いている」では足りないと考えます。また、取扱い終了後も公表を維持する必要があるのではないでしょうか。後からどんな問題が起きるか分からないからです。

次に、1－①の論点 4 の公表事項ですが、委員会御提案の※の部分は全て採用した上で、さらに、一つ目の※としては、オプトアウトの有無、オプトアウトする場合はその窓口を加えてください。

※2 に関しましては、提供する情報に要配慮個人情報が含まれているか、どのように取得した要配慮個人情報なのかを記載すべきです。苦情処理に迅速に対応する努力義務が第 40 条に盛り込まれたと思いますが、統計作成等や要配慮個人情報等も対象になっているはずで、苦情を申し出るために必要不可欠な情報だと考えます。また、16 歳未満の個人情報が含まれるかどうかも含めてください。

※3 につきましては、取得元を加えてください。

※4 に関しましては、取扱いを予定している期間に加えて、削除後は削除日も記載し、

また、提供する際の加工レベル、これは数値化して出せると思いますが、それも公表すべきと思います。

それから、利用目的については抽象的な表現は禁止し、例えば「ＡＩ開発」というような表記ではなく、抽象的でない記載を希望します。公表全体の理由でもありますが、本人が取扱いの是非を判断するための公表ですので、判断材料が載っていなければ意味がないからです。政府答弁におきましても、必要なデータ項目を説明する趣旨であると述べておられます。

次に、１－①の論点５の公表事項のうち簡易な変更の対象についてですが、保存期間の延長を対象とすることには反対します。短縮するのであればまだ分かるのですが。

また、窓口の変更にも反対いたします。変更する場合は、旧窓口からの転送を一定期間義務付けるべきだと考えます。

それから、提供元や提供先が別の事業者に変わる場合には、実質変更として扱うべきです。提供先も提供元も重要な事項ですから、簡易な変更の対象にするのはおかしいと考えます。

以降は、もしよろしければ後で追加のところで申し上げたいと思います。

○田中企画官　ありがとうございます。続きまして、新経連さん、お願いいたします。

○一般社団法人新経済連盟　まず、統計作成等の特例ですが、先ほど提供元と提供先のどちらを重視するかというお話がありました。想定され得るケースとして、例えば、小さな事業者がある大きな事業者のシステムを使っており、そこに蓄積されたデータを活用して、例えば健康維持のためにこういうことをしたら良いとアドバイスしてくれるＡＩモデルを作成するとします。その場合、小さな事業者側がいろいろやるよりも、大きな事業者側がしっかり管理をして、しっかり統計にする方が安全ということもあります。これもやはりリスクベースで考えるべきだと思いますが、基本的には提供先側の体制整備や担保措置がきちんとできているかを重視していただいた方が良いのではないかと思っております。これが論点１の部分です。

担保措置にはいろいろな方法があると思います。ＰＥＴｓもそうですし、いろいろな方法を組み合わせてできるようにしていただければ良いと思っております。

それから、担保措置のうち復元・推測リスクへの対応ですが、やはり出口、実際に使われるところで出ていくのが一番怖いところだと思います。もちろん統計作成のときもそうですが、推測リスクへの対応などについては、プロンプトの入力の制御や出力制御など、出口側での管理も適切な措置の一つとしていただきたいと思っております。

また、統計作成等において、プロセスが学習、推論、出力とあったときに、どの段階でどの程度やっていれば安心なのかということについて、皆さんがだいたいイメージできると良いと思っておりますので、そのあたりを今後ガイドラインやＱ＆Ａで明確化していた

だくとありがたいと思っております。

それから、公表関連ですが、委員会指定サイト、一括サイトでの公表はありだという意見でございます。先ほど申し上げたように、提供元が小さな事業者である場合や、ウェブサイトを持っていない場合もありますので、委員会側で公表できるのはありがたいと思っております。

公表の期間については、今の段階で何日と決めているわけではないと思いますが、できる限りビジネススピードを阻害しないように配慮いただきたいと思っております。

また、簡易な変更については、御提案の内容に賛同いたします。

少し飛ばしまして、漏えい等報告のところに参ります。

まず、漏えい等報告の論点1、「本人への通知が行われなくても権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合」についてです。以前から申し上げておりますが、そもそも権利利益侵害のおそれが少ない場合は報告・通知の対象外であるということがまず前提にあった上で、リスクがないもの、リスクが少ないものの具体例として考えられるのは、御提案いただいた社内ＩＤ以外にも、例えば、1社のＩＤではなくグループで扱っているＩＤであるけれども、それが外に出ても何もできない、ただの数字の羅列であるようなものです。

また、復元できないハッシュ化メールアドレス、これは復元できないという程度があると思いますが、そういったものも含めていただきたいと思います。

それから、実質的にアクセスなしの事案、例えば、脆弱性を社内で見つけて、外部アクセスがないか確認し、ほぼ全体のログは残っているが、ごく一部の期間のアクセスログがないものの、他の情報と比べると外部には漏えいしていないだろうというような事案です。

さらに、リスクコントロールが可能な事案として、例えば、グループ会社など、本来見えるべきでない人に見えてしまったが、その人が特定できてリスクコントロールができ、見える状態であったもののすぐに対処したような場合は、本人に通知する意味はないのではないかと思っております。通知してもその次に本人がとれる対応がないということと、リスクコントロールができるという意味で、そもそも報告対象としないでいただきたいとは思いますが、仮に報告対象だとしても、通知は代替措置でよいのではないかと思っております。

それから、論点4の合理化ですが、認定個人情報保護団体のほかに、ＩＳＭＳの取得も加味していただきたいと思っております。

以上です。

○田中企画官　ありがとうございます。続きまして、Consumer Rights Japan さん、お願いします。

○一般社団法人 Consumer Rights Japan　当団体からは、論点3の部分に特化してお話をさせていただければと思います。

公表方法ですが、企業のトップページからすぐに見える場所に置いていただきたいと思っております。現在でも、プライバシーポリシーを探してもなかなか見つからない企業さんが結構ありますので、そうしたことを避けるという意味で、トップページから見えるところに置いていただければと思っております。

また、委員会御提案の、「委員会が指定するウェブサイトで公表する方法」には非常に強く賛同いたします。その上で、検索機能を付けるなど、消費者が利用しやすい環境を整えていただければと思っております。

また、連続性という観点から、企業側の取組として、この委員会が指定するウェブサイトへのリンクを貼っていただくことを、消費者に分かりやすい表示方法の好事例としてしっかりと明記していただければと思っております。

さらに、脆弱性を有する消費者がこの公表ページにアクセスできるように、代替措置などの提供も行っていただければと思っております。例えば、日本語が読めないなど、言語の面で脆弱性を有する方が利用できるよう、可能であれば翻訳機能などを付けていただき、日本語以外の言語にも対応していただけると、さらに充実したサイトになるのではないかと思っております。

以上です。

○田中企画官　ありがとうございます。続きまして、経団連さん、お願いします。

○一般社団法人日本経済団体連合会　まず、１－①の統計作成等の特例は、ＡＩ開発を後押しする今回の改正の柱であると思います。違反すれば課徴金が課される以上、要件は、事業者が萎縮せずに使えるよう、リスクに応じた柔軟なものとしていただきたいと思います。同意を取る方が楽であれば、特例は使われなくなると考えます。

そのため、担保措置は特定の技術を一律に求めず、プライバシーマーク等の既存の取組も活用して、事業者がリスクに応じて選べるようにしていただければと思います。元データの復元についても、完全な防止は技術的に難しいため、合理的な措置を講じれば足りるとしていただきたいと思います。

また、公表については、自社のウェブサイトを基本とし、委員会のサイトは任意の選択肢とし、公表事項についても概要で足りるとしていただきたいと思います。

次に、２－①の委託先の規律については、既存の契約や標準約款、第三者認証などを活用できる仕組みとしていただきたいと思います。

最後に、２－②の漏えい等報告については、漏えいの可能性を完全に否定できなければ報告を求める現在の運用を見直し、その蓋然性の高さや二次被害のリスクに応じて判断できる基準を示していただきたいと思います。また、本人通知が不要となる場合も、厳しく解釈すると該当がなくなってしまうため、客観的な基準を示していただきたいと思います。さらに、委託先が先に速報を出した場合は委託元の速報を不要とし、確報は委託元・委託

先の連名での提出を認めていただきたいと思います。

以上です。

○田中企画官　ありがとうございます。続きまして、全国消団連さん、お願いします。

○一般社団法人全国消費者団体連絡会　基本的な考え方②について、まず、本人の権利利益の保護を最優先に制度設計を行うべきと考えます。

その上で、１－①の統計作成等の特例については、個人情報の利活用を認める以上、再識別や復元ができないことを厳格に担保する必要があると考えます。担保措置は形式的なものではなく、実効性が確認できるものでなければなりません。

また、プロファイリングや差別的取扱いにつながる利用など、個人や集団に不利益を及ぼすおそれがあるものは、特例の対象から除外すべきと考えます。

加えて、本人が利用状況を把握できるよう、分かりやすい公表と透明性の確保が必要です。

次に、２－①です。委託先における個人データの取扱いについては、委託を理由に責任が曖昧になることがあってはならないと考えております。再委託を含めた管理体制を明確にし、委託元が適切な監督を行うとともに、問題が生じた場合には責任の所在を明確化すべきと考えます。特に、ＡＩ学習への利用など、新たなリスクへの対応も必要と考えております。

それから、２－②の漏えい等の報告・本人通知義務についてですが、安易な合理化には慎重であるべきと考えます。漏えいによる影響を最も受けるのは本人であり、本人通知は被害防止と権利利益の保護のための重要な仕組みです。制度運用に当たっては、報告の簡素化よりも、本人への適切な情報提供、被害の防止、救済及び再発防止を重視すべきと考えます。

以上です。

○田中企画官　ありがとうございます。続きまして、ＡＣＣＪさん、お願いします。

○在日米国商工会議所　まず、統計作成とＡＩに関する例外の柔軟かつリスクに応じたアプローチについて一言申し上げます。世界で最もＡＩを開発・活用しやすい国を目指す政府の方針と整合させるため、ＡＣＣＪとしては、統計作成・ＡＩに関する例外の実施において、実際のビジネスの慣行と技術的な実態を反映した柔軟なアプローチを取っていただくようお願いしたいと考えております。

特に、統計作成のみに利用することを確保するための公表などの要件については、固有の営業秘密を保護し、過度な開示義務とならないようお願いしたいと考えております。

また、ＡＣＣＪの会員企業の中には医療・ヘルスケア関係の企業も多くおりますが、特に小規模なヘルスケア関係の事業者様におかれましては、まずもってどのようにＡＩを導入するのかを今試行錯誤しているような状況もございます。今回の例外はありがたいこと

だと思っておりますが、実際にどのように活用していけば良いのかについては、ガイダンスがあると大変ありがたいという声が多くございますことをお伝えしたいと思います。

また、識別可能な個人情報との関連付けが除去されている場合については、モデルの学習、検証、バイアスのテスト及びセキュリティチェックなど、ライフサイクル全体の活動を含めて、ＡＩモデルの開発を統計作成の例外の対象とするようお願いしたいと思っております。

次に、委託先における個人データ等の適正な取扱いに関連しまして、ＡＣＣＪとして、今後の規則、ガイドライン等において委託契約において定める事項を御検討いただく際には、グローバルな実務慣行、すなわちグローバルで締結しているデータ処理の契約や、リスクに見合った委託先の監督によって個人情報保護の要件を満たせるよう、また、全ての委託先に対する実地の監査や、事実上のデータローカライゼーションを要求するようなことにならない形でお願いしたいと考えております。

また、若干論点として異なるとは思いますが、1 点コメントさせていただきたいのが、クラウド例外についてです。改正法での委託を受けた事業者に関する規律は、既存のクラウドに関する例外とは完全に別のものであって、クラウド例外に影響を及ぼさないということを明確に御確認いただきたいと考えております。その旨については以前御説明を受けたと理解しておりますが、クラウドの実務に関して極めて重要な論点になりますので、改めて発言させていただきました。

次に、漏えい等の報告に関しまして、特に２－②の論点 4 に関連する部分になろうかと思いますが、速報の免除の条件として、組織の体制・手順について、独立した第三者である認定個人情報保護団体等による確認を受けることとされていると理解しております。しかし、適用される個人情報保護法令の遵守及びそれに伴う法的義務については、基本的に各事業者自身がコンプライアンスの責任を負うものでございますので、第三者による確認の価値は若干限定的であろうかと考えております。こうした第三者の確認という枠組みは、他国では一般的にあまり見られませんので、制度の枠組みとして、利用しやすく可能な限り簡素な仕組みとして御検討いただけるとありがたいと思っております。

また、こうした検討に当たっては、国内のスキームに限定するのではなく、実質的に同等のレベルの個人データ保護に関する複数の方法、国際的な他の枠組み等も含めて視野に入れていただければありがたいと考えております。

それから、サイバー攻撃に起因する漏えい等のおそれの部分ですが、個人データの漏えいに関連して、未確認のセキュリティ警告や失敗に終わった攻撃によって通知義務が発生することは、実態として事業者にとって非常に過剰な負担になっております。こうしたおそれについても一定の報告があり得るということは理解しておりますが、こうした負担を踏まえて、何が適切かを引き続き御検討いただき、過度の労力を要する場合には代替の通

知をお認めいただくことも御検討いただきたいと考えております。

また、ＡＣＣＪの会員には金融系の企業も多くございます。クレジットカード番号の漏えいに関連してですが、御案内のとおり、セキュリティ対策についてはEMV 3-D セキュアの実装が義務化されており、セキュリティ環境としてはかなり前進していると評価されている状況がございます。ですので、番号のみの漏えいで実質的に悪用されるリスクがどれぐらいあり得るのかということも、今後のセキュリティの強化の状況を踏まえながら、報告義務の対象に本当にすべきかどうかを引き続き御検討いただければありがたいと思っております。

以上です。

○田中企画官　ありがとうございます。若者協議会さん、お願いします。

○一般社団法人日本若者協議会　論点に従って意見を述べさせていただきます。

まず、検討項目１－①の統計作成等の例外の論点３につきまして、自社のウェブサイトで公表するだけでは把握が困難であり、一元的に検索できてこそ本人による権利行使の実効性が担保されると考えております。自社のウェブサイトのみならず、委員会が指定するウェブサイトでも公表することが望ましいと考えております。

また、論点５の、公表事項のうち簡易な変更の対象をどの事項とすべきか、事後公表で足りるかという論点ですが、簡易な変更の範囲は極めて制限的に解釈されるべきであると考えております。取扱いの実態や本人の権利利益に実体的に影響を与えるような変更は、いかなる場合も事前公表を要するものとすべきであると考えております。

次に、２－①の委託先における個人データ等の適正な取扱いに関しまして、論点２の契約において所定の事項を定める方法として、書面等での履行が記載されております。口頭の指示や不明確な合意による免除適用を防ぎ、不適切な取扱いや漏えい等が発生した場合の責任の所在を明確にするためにも、厳格な文書化が必要であると考えております。特に、学校現場や中小企業者など、専門的なノウハウが不足しているところもございますので、標準委託契約条項、モデル条項のようなものを公式に作成し、公表いただくことをぜひお願いしたいと考えております。

次に、検討項目２－②の漏えい等報告・本人通知義務の論点１につきまして、事業者側の通知負担軽減という意図は理解しております。ただし、事業者の恣意的な判断や拡大解釈によって、本来通知されるべき重大な漏えいが放置されるリスクを強く危惧しております。そのため、それ単体では意味を持たない情報のみに限定する事務局案を支持し、例えば、発言の中にありましたクレジットカード番号やメールアドレス等は含むべきでないと考えております。

続いて、論点２の報告合理化の対象となる体制・手順につきまして、単に体制や手順を定めた規定等が存在しているのみならず、それが実効的に機能していることが非常に重要

であろうと考えております。例えば、※印に記載がある項目において、定期的な教育訓練や演習などの実施についても、要件の一つとして検討していただくことは可能かと考えております。

以上です。

○田中企画官　ここまでで基本的な考え方②に関する発言は一巡いたしましたが、追加の御発言がございましたらお受けしたいと考えております。発言を希望される場合には、お手元のネームプレートを立ててお知らせいただければと思います。

それでは、主婦連さん、お願いします。

○主婦連合会　すみません、先ほど時間を超過してしまいましたので、補足の時間を使って、言えなかったことを申し上げたいと思います。

２－②の論点１の「本人への通知なしでも権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合」のところで、「外部の事業者・団体等と共有性のないサービス事業者の社内識別子（ＩＤ）など」とされておりますが、これには反対いたします。ＩＤがサイバー攻撃に使われるかもしれませんし、見る人が見れば誰のＩＤか分かり、悪用できるものもあるかもしれません。

また、ＩＤが漏えいするということは、サイバー攻撃で狙われたか、安全管理措置が十分でない組織なのか、内部犯行があったかであり、そのＩＤしか漏えいしていないとは限らない場合が多く、むしろ漏えい被害を起こしやすい状況にあると言えます。近い将来、ＩＤに紐付けられた情報などが漏れるかもしれませんので、本人にアラートを出すためにも本人通知は必要だと考えております。

次に、２－②の論点２の報告の合理化ですが、現行の速報の体制を維持し、免除を設けるべきではないという意見を申し上げておきます。

論点６の違法な第三者提供を報告対象にすることには賛成です。

以上です。ありがとうございました。

○田中企画官　ありがとうございました。続きまして、全相協さん、お願いします。

○公益社団法人全国消費生活相談員協会　基本的な考え方②についての追加の発言です。簡単に２点だけ申し上げます。

委託についてですが、再委託には委託元の事前の了承を要すること、預かったデータを委託先が自社のＡＩの学習などに使わないことなどを契約に明記していただきたいと思います。また、委託先が用意した契約書に委託元がサインするだけという実態についても、ガイドラインでぜひ考え方をお示しください。

それから、漏えいについてですが、統計作成等の特例の条件を満たさない提供や、統計ＡＩモデルからの復元も漏えい等に含まれることを明らかにしていただきたいと思っております。

ごく簡単ですが、以上です。

○田中企画官　ありがとうございます。続きまして、新経連さん、お願いします。

○一般社団法人新経済連盟　50 ページの論点 6 の違法な個人データの第三者提供について意見を申し上げます。

報告対象に含めるかということですが、ここでは「違法」と表現されているものの、要するに規定に違反するものということになると、小さなものから大きなものまでたくさん含まれてしまうと思います。ですので、個人データの内容や件数、事業者の目的・主観的要素、それによって何かが発生し得るかどうかといったところも含めて、権利利益の侵害のおそれが大きくない場合は報告対象としないよう、限定していただきたいと思います。当然、もともとの法律の条文がそうなっているわけではありますが、これまでの運用を踏まえると、そこが広がってしまう懸念があると思っております。

例えば、同意取得画面に一時的な不具合があったが、それに気付いて、対象の人には利用する前に同意を取得し直したという場合や、提供ミスがあったが、それが利用される前に削除してもらったという場合もあると思います。権利侵害のおそれが大きくない場合については報告対象としないでほしいですし、それ以外についても、どういうものが報告対象かを分かりやすくしていただきたいと思います。

以上です。

○田中企画官　ありがとうございます。続きまして、経団連さん、お願いします。

○一般社団法人日本経済団体連合会　ありがとうございます。経団連からも、新経連さんと同じ論点、2 －②の論点 6 の違法な第三者提供を報告の対象とするという、今回新たに生まれた規定についてです。

経団連も同じような考えですが、漏えい等報告制度の趣旨との関係を整理した上で、基本的には、本人の同意がない第三者提供で、法律上の例外規定にも当たらないような違法な第三者提供に限定していただければありがたいと思っております。

特に、違法な第三者提供という際に、いわゆる第 27 条、第 28 条以外の、第三者提供に関わる確認・記録義務の漏れといった手続上の不備などは、報告の対象から除いていただきたいと考えております。

また、件数を問わず報告を求めるのは悪質な事例等に限っていただくなどのことを考えていただきたいと思っております。ほかにも、システムの不具合などによって過失として同意漏れが起きてしまったケースも考えられますので、通常の漏えい等報告の基準と同じような基準で扱っていただきたいと思います。1 件の漏れまで全て報告となると、事業者自らが問題を見つけて是正すること自体をちゅうちょしかねないところもありますので、この新しい運用の部分は丁寧に構築していただければありがたいと思います。よろしくお願いします。

（３）政令･規則の整備に向けた基本的な考え方について③

○田中企画官　最後に、基本的な考え方③でお示しした論点につきまして、参加団体の皆様から順番に御意見を伺いたいと考えております。また順番を元に戻しまして、若者協議会さんから時計回りでお伺いしたいと思います。若者協議会さん、お願いします。

○一般社団法人日本若者協議会　論点に従って発言いたします。

基本的な考え方③の１－①につきまして、意見交換会の中でも議論がございましたが、ＩＰアドレスやデバイスフィンガープリント、Unified ID 2.0 などのポスト Cookie についても、連絡可能個人関連情報の対象に含めるべきではないか、該当するのではないかという議論がございましたので、その点についても明確にしていただきたいと考えております。

次に、１－②のオプトアウト制度の強化につきまして、論点１の確認義務における提供先の確認方法についてですが、自己申告等では犯罪グループによるなりすましは防げないと考えております。マイナンバーカードなど、厳格な検証を求めるべきであると考えております。

また、論点２につきましては、公開主体に関する事務局案を支持し、例外となるような公開主体をこれ以上拡大すべきではないと考えております。

また、論点７の個人情報保護委員会への届出事項の追加として、届出事項に本人への通知・公表の具体的な方法を追加していただきたいと考えております。また、スマホネイティブ世代の子供・若者が、自分のデータがオプトアウトの対象になっているかを容易に検索・確認でき、ワンタップで停止請求、オプトアウトができるような分かりやすい導線設計や、手数料がかからない旨を記載することを、ぜひ必須要件としていただきたいと考えております。

次に、２－①の課徴金の導入についてですが、各論点についての意見は特にございません。本議論の焦点ではないとは考えておりますが、今回の課徴金は不適正利用、不正取得、違法な第三者提供、統計特例違反の４類型だと理解しております。今後の検討に際しては、安全管理措置義務違反による漏えいも対象とすることを視野に入れ、算定方法や適切な防御を尽くした場合の扱いを定めた上で、課徴金の対象とすることを将来の検討課題としていただきたいと考えております。

以上となります。

○田中企画官　ありがとうございます。続きまして、ＡＣＣＪさん、お願いします。

○在日米国商工会議所　ありがとうございます。

連絡可能個人関連情報に関してですが、過剰規制の回避をお願いしたいと考えております。特に、技術的識別子を用いた通常の技術的業務、例えばセキュリティの監視や不正防止対策といった業務もございますので、こうした活動の支障にならないようお願いしたい

と考えております。

連絡可能個人関連情報に関する新たな禁止規定について、具体的には、詐欺的な行為や欺瞞的な活動、フィッシング等に関するものなど、対象としては不適正な利用及び取得に限られると御説明いただいていると理解しておりますが、そうした観点に限定していただくようお願いできればと考えております。

また、個人関連情報が再識別可能となった場合は、義務の重複を防ぐため、通常の個人情報に関するルールのみを適用していただきたいと考えております。

それから、課徴金に関してコメントになりますが、改正法により導入された課徴金に依存するのではなく、サイバーセキュリティの投資に対する効果的なインセンティブを重視していただき、課徴金は故意又は悪質な違反に厳格に適用していただくようお願いしたいと考えております。本来的には、課徴金として支払うお金がサイバーセキュリティ対策等に使われた方が効果的な対策が講じられることにもなると思いますので、事業者の前向きな活動を促していただくような運用をお願いしたいと考えております。

以上です。

○田中企画官　ありがとうございます。続きまして、全国消団連さん、お願いします。

○一般社団法人全国消費者団体連絡会　基本的な考え方③についての意見を述べます。

近年深刻化している闇名簿問題や、ＳＮＳを利用した詐欺、なりすまし被害などを踏まえ、個人の権利利益を保護する観点から重要な見直しであると考えます。

１－①ですが、電話番号やメールアドレス、Cookie ID など、個人情報そのものでなくても、特定の個人への接触や行動追跡、プロファイリングに利用できる情報について、不適正利用や不正取得を禁止することは、消費者被害の未然防止に資するものと考えます。

先ほど、顔特徴データについて、今は該当しないけれども動向を踏まえて対応すべきという話がありましたが、このような新しい技術はすごく早く発展すると思っております。ですので、こうした技術についても、その手法に迅速に対応できるような制度を求めます。

次に、１－②のオプトアウト制度についてです。提供先の身元や利用目的の確認を義務付けることは、名簿が犯罪グループに流通することを防ぐためには不可欠です。実効性の観点から、形式的な申請だけに頼るのではなく、本人確認書類による厳格な確認や記録の保存、監督を徹底することが必要です。

次に、課徴金制度の導入ですが、違反による利益の剥奪によって抑止力を高めるものです。課徴金が実効的に機能するよう、違反事業者が不当に利益を得られない制度設計とするとともに、対象範囲を過度に狭めないことが重要です。制度の運用に当たっては透明性を確保し、違反事案や課徴金納付命令の公表を適切に行い、市場全体の信頼確保につなげることを求めます。消費者が安心してデジタルサービスを利用できる環境整備に向けて、実効性ある運用を期待します。

今後についてですが、課徴金の対象に安全管理措置義務の不備も含めること、また、違法・不適正な個人情報の利用を迅速に停止し、被害拡大を防止するためにも、適格消費者団体による差止請求制度についても引き続き検討を要望します。

以上です。

○田中企画官　ありがとうございます。続きまして、経団連さん、お願いします。

○一般社団法人日本経済団体連合会　まず、１－①の連絡可能個人関連情報は、悪質な事案を対象とする規律であることを明確にしていただきたいと思います。住所や電話番号と異なり、Cookie ID やＩＭＥＩなどは、それだけで直接連絡できる事業者は限られます。名称だけで対象を広げず、実際に連絡に使えるかで判断し、有効期限切れの Cookie ID など、該当しない例も示していただければと思います。

次に、２－①の課徴金は、国会の附帯決議のとおり、過度な萎縮を招かないよう対象を明確にしていただきたいと思います。本人に直接影響しない情報のみの提供を対象外とする方向には賛同いたします。ただし、Cookie ID などを広く解すると、対象外となる場合がほぼなくなってしまいます。他者が照合できない識別子など、対象外となる具体例を示していただければと思います。また、学習済みＡＩモデルについても、適正に学習し、パラメータしか残っていない場合は個人データを保持していないということを明確にしていただければと思います。

また、課徴金の額は違反行為から直接得た利益に限ることを明確にしていただきたいと思います。データを活用したサービス全体の売上げや、正当なＡＩ開発の付加価値まで幅広く算定されれば、過大な金額となります。対価を得ていない場合は対象外であることや、適法な部分との按分の考え方も示していただければと思います。

以上です。

○田中企画官　ありがとうございます。続きまして、Consumer Rights Japan さん、お願いします。

○一般社団法人 Consumer Rights Japan　１－②のオプトアウトの論点 7、本人通知などに関してですが、これが実効性を伴うことが最重要であると考えておりますので、そのあたりを明示していただきたいと思いました。

次に、課徴金の導入に関して、論点 1 と論点 2 をまとめてお話しできればと思います。基本的に、適用除外を広げていくことには反対しております。

また、課徴金の対象にならないのはどういうものなのかを具体的に明示することが、きちんと取り組もうとしている事業者ではなく、何か抜け道を探そうとしているような悪質な事業者に隙間や抜け道を作ってしまうことにならないようにしていただければと思っております。

以上です。

○田中企画官　ありがとうございます。続きまして、新経連さん、お願いします。
○一般社団法人新経済連盟　まず、１－①の連絡可能個人関連情報ですが、大前提として、不正取得と不適正利用行為がどういうものかが非常に重要なポイントになると思いますので、ここは限定的に捉えていただきたいと思います。例えば、犯罪利用、フィッシング、詐欺など、被害が大きくなってしまうような悪質なものを前提としていただきたいというのがまずあります。その上で、追加指定は不要だと思います。

また、「Cookie ID 等」とされておりますが、この「等」が結構広いと正直思っております。大前提として、犯罪利用、フィッシング詐欺などに限定されるということがかなり明確になっていれば少しは安心できるのですが、「Cookie ID 等」だけを見ると、いろいろなものが含まれます。今回、ＩＭＥＩ、端末の製造番号のようなものが入ってきてしまうということですと、一体どこまで広がっていくのかが不透明です。この規定の本来の趣旨、すなわち特定の個人への不適正な連絡を防止・禁止すること、だから不正取得も駄目なのだという考え方に照らし合わせて、改めて、「連絡」、すなわち「特定の個人に対する電気通信を利用した情報の伝達」とはどういうことを示しているのか、該当する場合としない場合をどういう考え方で振り分けるのか、例えば識別子の変換の状況や照合の可能性などによって判断が変わるのか、具体的にどのような事案・情報を対象とするのかをもう少しきちんと整理した上で、事業者にとっても消費者にとっても分かりやすいようにすべきではないかと思っております。

資料に載っているものも、基本的には詐欺的なものが事例として載っていると思いますが、それ以外にも及ぶのであれば、早めに教えていただきたいということです。

次に、課徴金の論点１ですが、「個人の権利利益を害する程度が大きくない場合」として、まず、課徴金は悪質な行為に対して違法な利益を剥奪するために行うものだという理念があったと思いますので、途中で引き返して被害が生じないようにしたり拡大しないようにしたりすることに対してインセンティブを与えるべきだと思います。

そう考えると、途中で引き返す行為にインセンティブを与えて、個人の権利利益の侵害の防止や被害拡大の防止に寄与できるように、不適正利用は不適正利用してしまうこと自体が対象ですので別だと思いますが、不正取得、統計特例、第三者提供については、個人の権利利益を害する程度が大きくない場合は課徴金の対象外として規定すべきだと思います。例えば、直ちに削除・返却した場合、非識別・非連絡の場合、利用目的について同意を取り直すなどして適法化できた場合などがあると思います。

例えば、第三者提供違反については、誤って提供してしまったが、提供先で本人の権利利益を害する当該個人データの利用が行われておらず、削除してもらったので今後も利用されないことが予測できる場合は、課徴金の対象外にしてもよいのではないかと思います。

具体例で言いますと、同意取得の上でＡＰＩ接続によりデータ連携しているものの、シ

ステム上の設定ミスが一時期あって、同意の範囲外のデータも取れてしまっていた時期があった。しかし、提供先が利用していたのは同意取得の範囲内のデータであり、同意の範囲外のデータは取得してしまったが使っていなかった。気付いたので速やかに修正し、削除したというような場合に、ここに課徴金を課すのかという話です。

また、事務的なミスについても、例えば手続上、公表事項に一部ミスがあったような場合について、課徴金の対象外としていただきたいと思います。

時間の関係で、論点3に移りたいと思います。課徴金の算定方法としてどういうものがあるかが書かれておりますが、先ほど申し上げたとおり、基本的には悪質な違法行為に対して課徴金を課すということですので、違反と直接関係する対価に限定していただきたく、そこを拡大していかないでほしいと思っております。

その意味で、事例2があると思いますが、事例2は、同意を取得できていたものとできていないものがあったが、同意を取得できていたものに対しても課徴金を課すという事例になっています。それはやはりおかしいと思っておりまして、この場合、人数が分かっていて金額が按分できるのですから、按分すべきだと思っております。

最後にもう一つ、関連事項の論点8についてですが、「相当の注意」がどういうものになるかが、課徴金の対象範囲を決める重要なポイントになってくると思います。現時点では「相当の注意」がどういうものかは明確になっていないと思いますので、ここは丁寧な議論を行った上で、相当の注意を怠ったものでないと認められる場合の具体例や体制要件などを、皆さんが分かるように慎重に議論していただきたいと思っております。基本的には、悪質事案をしっかりと捉えて、それ以外が含まれないようにすることをお願いしたいと思います。

以上です。

○田中企画官　ありがとうございます。続きまして、主婦連さん、お願いします。

○主婦連合会　15 ページの１－①の、論点番号がない部分に関してですが、連絡可能個人関連情報の規制対象については、資料に挙げられているものがありますが、技術の進展やサービスの変化によって新たな識別子や連絡手段が生じることを踏まえ、特定の技術や識別子の名称に限定されない実効性のある規律とすることが重要だと考えております。

特に、事業者が保有する他の情報との照合や、広告配信システム等を通じて特定の個人に働きかけることが可能となる場合について、規制の対象から漏れることがないようにすべきと考えます。

また、技術の進展によって新たな手法が登場した場合には、速やかに規則の見直しを行う仕組みを確保することが重要だと考えております。

いくつか飛ばしまして、26 ページのオプトアウトの１－②の論点 7 です。本人への通知・公表の具体的な方法を届出事項とすることに賛成いたします。オプトアウト制度は、

本人が第三者提供の事実を認識して停止を求めることができて初めて実効性を持つ制度です。そのためには、単に事業者のウェブサイトに情報を掲載するだけでは十分とは言えず、本人が容易に情報にアクセスして提供停止を求められることが重要です。

届出事項には、本人への通知・公表の具体的な方法に加えて、提供停止の申出方法、申出から停止までの標準的な期間、本人からの申出への対応状況を確認できる事項を含めることを求めたいと思います。

また、提供停止の申出に際して、不必要な個人情報の提出や過度な手続負担を本人に求めないことを明確にすべきだと考えます。

次に、46 ページの課徴金の２－①の論点 1 についてですが、不適正利用、不正取得及び統計作成等の特例に係る義務違反について、課徴金納付命令の対象外となる場合を設けないことに賛成いたします。

ただし、「一方で、」と書かれているところ、すなわち第三者提供の制限に違反した場合について、本人に直接何らかの影響を与えることが一般的に想定されない情報であることを理由に課徴金の対象外とすることには、極めて慎重であるべきと考えます。個人データの不適切な第三者提供による利益の侵害は、本人に対する直接的な働きかけや財産的被害に限られるものではありません。本人の知らないところで情報が利用されること自体が、プライバシーや個人情報の取扱いに関する本人の利益を損なうものと位置付けていただきたいと思います。したがって、課徴金の対象外となる場合は厳格に限定していただきたいと思います。

最後に、47 ページの論点 2 ですが、ここは政令の規定は不要ではないかという、シンプルな意見を申し上げたいと思います。

以上です。

○田中企画官　ありがとうございます。続きまして、プライバシーテック協会さん、お願いします。

○プライバシーテック協会　課徴金一般についてですが、統計特例の義務違反を課徴金の対象とする点について、当該特例の利用に萎縮効果が働かないような工夫が必要だと考えております。

例えば、リスクに応じた安全管理措置の実施に関して、悪意を持って意図的に過小なリスク評価を行い、十分な対策を取らなかったような場合には課徴金の対象になるのは当然だと思いますが、一方で、適切なリスク評価を行って適切な対策を取っていた場合には、結果として何らかの義務違反が生じてしまったとしても、直ちには課徴金の対象とならないケースもあると思われます。このように、どういったケースが課徴金の対象となり、逆にならないのかの例を具体的に示して、事業者の予見可能性を高めることが重要だと考えております。ガイドライン等において、こうした具体例をぜひ盛り込んでいただければと

思っております。

以上です。

○田中企画官　ありがとうございます。続きまして、全相協さん、お願いします。

○公益社団法人全国消費生活相談員協会　連絡可能個人関連情報、オプトアウト及び課徴金の三つのテーマは、消費生活センターに寄せられる投資詐欺広告、フィッシング、闇名簿を使った勧誘等の消費者被害に直結するものであり、改正法が正面から手当てしたことを高く評価しております。

連絡可能個人関連情報については、消費者の普通の感覚で言えば、自分にたどり着ける情報はすなわち個人情報ですから、その不正取得と不適正利用が禁止されることは歓迎したいと思います。ただし、先ほどから皆さんがおっしゃっているとおり、対象は必ずしも分かりやすくありませんので、ガイドラインで、メッセージアプリやゲームのＩＤなども含めて、一般の消費者に分かりやすく例示していただきたいと思います。

オプトアウトについては、闇名簿は犯罪の入口になっていると言われております。提供先の確認は厳しく行うべきです。法人の場合は窓口担当者の本人確認も検討していただければと思いますし、名簿が誰から来て誰に渡ったのかを後から確実にたどれる記録にしていただきたいと思っております。

なお、オプトアウトに手数料がかかるかのような記載は、制度趣旨に明らかに反します。その点について、ぜひガイドラインで手当てをしてください。

課徴金については、違反してもやめればそのまま利益が残る、いわば「やり得」をなくすものであり、期待しているものの一つであります。そして、制度が機能するかどうかは執行に懸かっていると思っております。専門人材を含む体制の拡充から始まって、資料を出さない事業者に対する推定規定の実際の活用等をぜひお願いしたいと思います。併せて、件数、金額、事案の概要を定期的に公表していただけるようお願いしたいと思います。

そして、法施行に向けて、ぜひ早めに、消費者向けの分かりやすい説明資料と、併せて、消費生活相談員向けの基本教材を準備し、その広報・周知に着手していただきたいと思っております。

以上です。

○田中企画官　ありがとうございます。ここまでで基本的な考え方③に関する発言は一巡いたしましたが、追加の御発言がございましたらお受けしたいと考えております。発言される場合には、お手元のネームプレートを立ててお知らせください。

経団連さん、お願いします。

○一般社団法人日本経済団体連合会　ありがとうございます。課徴金の２－①についてです。本日配っていただいた意見交換会の議事概要の 22 ページなどで、個人の立場を代表する団体の皆様から、課徴金の対象外は定める必要がないという御意見や、23 ページで、算定

には間接的な利益を含めるべきという御意見がございます。

前者に関しましては、法律自体が、権利利益を害する程度が大きくない場合を基本的には対象外とすると認識しておりますので、この対象外はしっかりと定めていただきたいと思う次第です。

また、課徴金は違反行為の対価を基礎とする制度であると認識しておりますので、基本的には直接的な利益を前提に考えていただきたいと思っております。課徴金の対象となる範囲が曖昧なままですと、法令遵守に真摯な企業ほどデータ活用を控えてしまうことも考えられますので、そのあたりはしっかりと考えていただきたいと思います。

また、課徴金の対象となっている不適正利用、不正取得、第三者提供、統計特例のそれぞれの違反につきましては、課徴金の対象外となった違反であったとしても、当然個人情報保護法の違反にはなりますので、勧告・命令や一部刑事罰の対象にもなることには変わりありません。そこに関しては真剣に取り組む企業も多いと思いますので、その点はしっかりと考えていただければありがたいと思います。

また、先ほどの一つ前の論点と近いところですが、違法な第三者提供が漏えい等報告の対象となる場合、課徴金減額のための自主報告と一体化できるのであれば一体化することを考えていただければありがたいです。よろしくお願いします。

○田中企画官　ありがとうございます。続きまして、新経連さん、お願いします。

○一般社団法人新経済連盟　課徴金の論点2の部分について、追加的に意見を申し上げたいと思います。

「個人の権利利益を害する程度が大きくない場合」として、これらの情報が含まれない場合を規定してはどうかと提案されておりますが、ここに、事業者にとって個人関連情報であるものや連絡可能個人関連情報が含まれております。これらのみを出してしまった場合を考えていただきますと、そもそも個人関連情報や連絡可能個人関連情報に係る行為は条文上課徴金の対象になっていないにもかかわらず、ここでこれらの情報のみが含まれていた場合に課徴金の対象になってしまうというのはおかしいのではないかと思います。個人を識別できる状態になっている場合など、連絡するおそれが高まってしまうので、より注意しなければならないという考え方であれば分かりますが、これらの情報が含まれることで直ちに課徴金の対象とするべきではないと思っております。

以上です。

○田中企画官　ありがとうございます。続きまして、全相協さん、お願いします。

○公益社団法人全国消費生活相談員協会　課徴金の対象外の範囲についてですが、第三者提供違反の一部を対象外とする考え方は理解できるものの、範囲はできるだけ狭くしていただければありがたいと思っております。

また、本人から見返りを受け取った場合を対象とする整理は評価したいと思っておりま

す。

それから、悪質業者は姿を消したり財産を移したりするおそれがございます。執行手順の整備と、捜査機関、消費者庁など関係機関との素早い連携・情報共有をお願いしたいと思っております。

また、ほかに言うところがありませんので、ここで申し上げたいと思いますが、私どもは、個人情報保護法は国民にとって分かりやすい法律を目指すべきだと思っております。次回の見直しでは、連絡可能個人関連情報を個人情報とすることなどをぜひ御検討いただきたいと申し上げて、私どもの意見としたいと思います。

○小川審議官　大変貴重な御意見をいろいろとありがとうございます。

課徴金の対象外となる論点2について、いろいろと御意見を頂いたところでございまして、ここについてはあまり広げ過ぎるべきではないのではないかという御意見を個人の立場を代表する方々から頂いたところではございますが、経団連様がおっしゃったように、一定の規定はするような形で法律になっておりますので、我々としても、何らかの規定が必要であり、明確に規定する必要があるということかと思っております。

また、連絡可能個人関連情報については、当然のことながら、適法な利用が制限されるということでは全くございませんので、あくまでも不適正な利用と不正取得だけが対象となるということでございます。いずれにしても、適法な利用をする企業の方々が悩まれたりしないように、明確化していくことは重要なのかと思っております。

以上です。

○佐脇事務局長　今後の私どもの検討にも役に立つものですが、一つだけ、もしお答えできるようであれば教えていただきたいのですが、先ほど新経連さんの最初のプレゼンの中に、課徴金の対象の具体例がございました。個人データを取得して第三者提供するというところの同意取得が一部欠けており、提供先では同意の取れている範囲で使っていて、気付いたところで適法化の措置をしたと。ただし、外形上、同意のない提供は起こってしまっていて、場合によっては課徴金の対象の裾切りを超えているというようなケースについて、個人を代表する団体としては、課徴金の対象とすべきだという印象をお持ちかどうか、可能な範囲でお答えいただけると幸いです。あえて申しますと、第三者提供することそのものが権利利益を損なうと、主婦連さんから御主張されたこととの関係でお尋ねしたまでです。

○主婦連合会　問いかけの趣旨について確認してもよろしいですか。

○佐脇事務局長　新経連さんの例を挙げたまでですので、むしろ正確には新経連さんから御説明されたら良いかと思います。

○一般社団法人新経済連盟　例えば、A 社と B 社で共同のキャンペーンをやっていたとします。A 社と B 社を利用すると何か特典がもらえるというキャンペーンがあるとします。

そのキャンペーンに必要な情報として、例えば「メールアドレスを頂きます」という同意と、「メールアドレスと電話番号を頂きます」という同意があり得るとして、メールアドレスを頂くという同意を取っていたのですが、ある一時期、システム上の不具合やミスが生じて、本当に一時期だけ電話番号も送ってしまった時期が発生したとします。

ただし、先方で使うのは同意を取っているメールアドレスだけなので、電話番号は提供はされていたけれども使っていなかったという状態が一時期発生していました。その後、システムの不具合に気付き、余計なデータが出てしまっているということで、キャンペーンを一緒にやっているわけですから連絡が取れるので、そのデータについては削除していただいたという事案があったとします。

このとき、キャンペーンの連携で、A 社と B 社の間にコラボレーションに伴う何らかの費用のやり取りがあった場合に、同意が取れている部分も、同意が取れていなかった一時期の部分も含めて、結局、被害のようなものは生じていないわけです。削除していますし、使っていません。しかし、これを法律上当てはめると、その時期だけ違法な第三者提供が起きていたのは事実です。ここに対して課徴金をかけるべきなのだろうかということです。

新経連としては、そこに課徴金をかけるべきではなく、むしろ体制整備や相当の注意のところかもしれませんが、不具合に気付いたときに直ちに修正して、それ以上問題が広がらないように対処することの方が重要であって、そこに対して後から課徴金だと言って罰金を取られてしまうようなものにすべきではないのではないかという意見でございます。

これに対して、そういう事案は課徴金をかけた方が良いと思いますかというのが、事務局からの問いだったと思います。

○主婦連合会　ここで何も言わないのは良くないと思いまして発言します。すみません、今おっしゃった御説明の範囲で、それに似たようなもの全部ではありませんが、御説明の範囲であれば、組織の意見ではなく私個人としては、課徴金の対象でなくてもよいのではないかと思います。今御説明のパターンでしたら、ということでございます。

それは非常に個人的な意見ですが、もう少し申し上げますと、私たちは課徴金を厳しくすること自体を目的として意見を述べているのではありません。そもそもプライバシーが守られる企業の活動を求めているわけですから、プライバシーが守られないようなことにならないことが大切です。

少し脱線して申し上げますと、今回の改正で私たちが最も恐れているのは、統計特例についてです。特に要配慮個人情報が同意なしに、今のところですと仮名化などの規定もなく渡されてしまう。それが結局、金銭で買われていくわけですよね。つまり、手放す方にもそういう利点があるわけです。

昨今、どうやったって漏れるのではないかと言いたくなるような状態で、そこにまた蛇

口を広げるようなことが絶対にないように、まだ間に合うと思いますので、規則なりなんなりで強く蛇口を閉めることをしていただかないと、個人情報保護委員会の方々が今後お困りになるのではないかと思っております。このままでは、本当にとんでもない改正だったということになりかねません。

非常にデリケートで、プライベートでプライバシーの深いところに関係するような情報こそ、欲しい方は欲しいわけです。病歴もそうですが、心や体の相談をする、カウンセリングなど、その対応をした人だけに話したことなのに、ＡＩや統計のためであれば、なんならそのまま渡しても「大切に扱ってくださいね」くらいの感じで渡されてしまうような社会になるなど、絶対に許せないと思っております。

せっかくマイクをいただいたので、そこのところが今回本当に気になっているところなので申し上げました。先ほどの例については、私は個人的な意見を申し上げました。以上です。

○田中企画官　経団連さん、お願いします。

○一般社団法人日本経済団体連合会　今の新経連さんのお話を聞いていて、私が聞いた中ですと、同じような形で、例えば第三者提供の同意は明確には取れておらず、その点だけを見ればいわゆる違法な状態なのですが、識別子等何らかの情報を渡すことを前提として本人に利益があるようなケースがあったりします。

例えば、アフィリエイトサービスのようなものがあります。A 社と B 社があって、ある人が A 社のサイトにログインし、そこからあるリンクを踏んで B 社のサイトに行って商品を買うと、その本人に何らかの A 社側のポイントがたまるというものです。その際、A 社の方にも B 社からデータが戻って、それで A 社が把握をしてポイントがたまるといった仕組みがあり、本人がリンクのクリック等を行うものなのですが、そこで例えば明確な同意を取っていなかったというケースがあった場合に、結局、本人に利益があり、本人もその利益を得るために情報を提供する意思はあるのだけれども、形式上の同意を取り忘れていたというパターンも考えられます。

第三者提供も含めて、そういったパターンも考えられるのではと思いますので、そのあたりはぜひいろいろと考えていただければありがたいと思います。

○佐脇事務局長　一言だけ申し上げます。今のお話は、新経連さんの例とは全く違っているように私自身には感じました。利益があるかどうかは本人が自分で主観的に判断すべきものですので、例として良いかどうかは別として、違うということは記録に残しておきます。

○小川審議官　また、先ほど主婦連様から御指摘いただきましたが、いずれにしましても、統計作成についての制度は、消費者の方々に御不安がないように、活用する事業者にもしっかりと御説明いただくことも重要ですし、今後ガイドラインで議論になりますが、不要な情報は提供しないということにもなっておりますので、そのあたりをしっかりと分かり

やすくしていくことも重要ではないかと思っております。

いずれにしましても、当然のことですが安全管理措置もあるわけです。結局、提供した情報が漏えいしてしまうということになれば、消費者の方々にとってももちろん非常に御不安ですので、統計作成のためにたくさんのデータを仮に集めるとすれば、不要な情報はもちろん受け取らないことが必要ですし、不要になったら削除することもあるでしょうし、持っている間はきちんと安全管理措置を取ることも非常に重要です。そこについては、今後ガイドラインにおいてもいろいろな議論があるかと思います。貴重な御意見ありがとうございます。

○田中企画官　新経連さん、お願いします。

○一般社団法人新経済連盟　統計作成について非常に不安を抱かれる方がたくさんいらっしゃると思いますので、このように使われる可能性があるという事例を紹介しておきます。

例えば、介護サービスで、いろいろな介護事業所からのデータがあるシステムなどに蓄積されていたとします。それをうまく統計にして活用すると、将来的に、こういう軌跡をたどるような患者はこういう運動をすると非常に効果が出る、といったことが分かるようになります。

しかし、今それをやろうとすると、普段の介護で大変な個々の介護事業所に個人情報の同意を取ることをやっていただかなければならないので、なかなかデータを活用できないという部分があります。

それを統計作成として、しっかり安全管理措置をして行う。データを提供してくれた個人にアプローチすることは全く意味がなく、統計を作成した上で将来のために使いたいわけです。そういうものに使えるデータが、今までよりも活用できるようになるということが非常に重要なポイントです。

例えば、PIO-NET には今たくさんの情報が入っていると思いますが、そういうものも今は個人情報の壁などがあって、なかなか分析が進まなかったりします。うまくＡＩを活用すれば、将来の被害の防止につなげられるかもしれないというところはあると思います。これはいろいろ課題があると思いますが、統計作成をうまく使えば、そういうところにも使えます。それも結局、被害者にアプローチすることが主眼ではなく、将来の被害を防止するために、こういう場合にはこういう解決法が良いかもしれないというものが出てくれば、相談員の方にもプラスになるかもしれません。少なくとも健全な事業者の方は、そのように将来のためにうまく使おうという考えでおります。

一方で、それが悪質なものに使われないようにというところの御心配はそのとおりだと思いますので、今回、安全管理措置や担保などが考えられているということです。必ずしも変なふうに使うことを目的としているわけではない事業者もちゃんといるということをお伝えできればと思います。以上です。

（４）その他

○田中企画官　ありがとうございます。その他の議題の中で御発言がございましたら、ネームプレートを立ててお知らせください。全相協さんからお願いします。

○公益社団法人全国消費生活相談員協会　PIO-NET と言われたら何か言わなくてはいけませんので、発言いたします。

まず、PIO-NET とは何かという説明を先にさせていただいた方がよろしいと思いますが、全国の消費生活センターから集めた情報が、国民生活センターの PIO-NET という情報のプールのようなところにたまります。そこにたまるのですが、PIO-NET では個人の名前などは全部削除してあります。

そういう意味では、非常に個々のデータではあるのですが、プライバシーを切り離してあるデータです。なぜかというと、先ほどおっしゃったように、手口や手法、どこに法的な問題点があるかといったところについて、我々は情報を得たいのであって、個別の人のプライバシーを知りたいわけでは全くないからです。それを国民生活センターが集めていて、その中から相談の傾向や対処の仕方など様々な情報を抽出し、国民生活センターが地方のセンターに返したり、記者会見をしたりといったことに、現在も使っております。

すみません、なぜ PIO-NET の話になったのでしたか。

○一般社団法人新経済連盟　PIO-NET でＡＩの活用が進んでいないという話です。

○公益社団法人全国消費生活相談員協会　デジタル化の中で確かにＡＩ活用は今進んでおります。が、相談員がどういうことでというのは、今の個人情報保護の問題とは少し違うところがありますので、また機会がありましたら正確にお伝えしたいと思います。PIO-NET の例に関しては、今の話題からは外れているかと思いました。以上です。

○田中企画官　ＡＣＣＪさん、お願いします。

○在日米国商工会議所　その他の項目として、2 点コメントがございます。

1 点目は、ヘルスケア関係の会員からの声でございます。医療分野に関しては、今後の医療サービスの向上もそうですし、患者の治療成果の改善や医学研究の発展において、ヘルスデータをどう使っていくかということは、業界の発展、あるいはそれによる皆様への価値の提供という観点で不可欠でございます。

ただし、医療分野は非常に複雑で分かりづらいという声が本当に強くあります。「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」として、個情委と厚労省が一緒にガイドラインを作っていただいたことは非常に大きな成果だと思っておりますが、それでも例えば英語にすると非常に分かりにくいなど、いろいろな課題もございます。今回の改正を受けて改定するに当たっては、より分かりやすくしていただければ大変ありがたいと思っておりますし、特に何らかの国際的な枠組みを参照して分かりやすく説明していただける部分があれば、大変ありがたいと思っております。

もう１点は、ＡＣＣＪとしてのコメントというよりは、先ほどの議論を伺っての所感でございます。ある個人がこういう人であるというデータが、場合によってはある企業にどんどんたまっていくような状況が、引き続き想定されると思っております。その中で、日本ではプロファイリングの規制は長らく今後の検討課題として位置付けられていると思います。

例えば、ある人がこういう嗜好を持っていて、こういう病歴があって、といったものについて、企業としては、安全管理措置をしっかりして対応していくということだと思います。しかし、サイバーセキュリティの事案もいろいろ頻発している中で、個人情報として漏れてしまうと場合によってはそれを苦にして生命に関わる事態を招くかもしれないという、非常にセンシティブな状況にもあると思います。プロファイリングも含めて、少なくとも欧州水準ではない今の状況についても、国際的な動向を踏まえながら今後、検討いただく課題だと思っております。以上をコメントとして付け加えさせていただきます。

○田中企画官　ありがとうございます。主婦連さん、お願いします。

○主婦連合会　先ほど新経連の方から、こういうケースではこのように情報をうまく使えるという介護施設の例がありました。そういうことが役に立たないと思っているわけではありませんし、利用すればこんな良いことができるという例はいくらでもあると思います。

しかし、私たちが申し上げたいのは次のようなことです。我々は良い企業だから悪用したりしません、元の介護施設の方はお忙しくて大変だから仮名化などできないでしょうから、私たちは良い企業だからちゃんとやります、ということをおっしゃったと思います。けれども、このハッキングや攻撃の時代に、プライベートな情報が次から次へと渡っていくことで、リスクはどんどん増大しますし、一度漏れてしまえばもう永遠に消えないと言われています。ですから、こんな良いことができるということで、私たちの考えが変わることはございません。

まず、個人の名前などを仮名化することは必須だと思っております。また、国会の審議でもありましたが、カルテを渡すという話の際に、病院はそうでなくても人手がなく忙しいので仮名化や匿名化などしていられない、という答弁もありました。それであれば、この改正をもう一度元に戻して、同意を取るということにした方が良いです。そうでないと、本当に個人のプライバシーのリスクがどんどん増大していきます。どんなに優良な企業であるかなどということは関係ありません。リスクが増大していくことに大変な危惧を感じているということですので、そこは今後の規則の規定ぶりで、私たちの不安を払拭していただければと思います。以上です。

○田中企画官　若者協議会さん、お願いします。

○一般社団法人日本若者協議会　これまでの議論とは全く異なるところではありますが、子供の年齢確認に関する議論について一つ申し上げます。今後具体化されるものと理解して

おります。現在、こども家庭庁の方で、青少年インターネット環境の整備等に関する検討会が行われており、望ましい年齢確認の方法について、あちらでは13歳、12歳などを想定されているかと思いますが、そうした議論との整合性をぜひ確保していただくようお願いいたします。

また、御礼も兼ねてですが、今回の規則改定の議論の場を設けていただき、消費者団体の皆様や企業の皆様に加えて、子供・若者を代表するような団体にもお声がけいただき、誠にありがとうございます。今回の改正に伴い、16歳未満の子供の個人情報に関する規律が整備されたことで、子供本人のみならず、法定代理人である親についても、これまで以上に当事者としての関わりが非常に深くなるものと理解しております。

次回の見直しに向けても、子供・若者、また保護者を代表するような、例えばＰＴＡなどの関係団体からも、継続的に意見を集約していただくようぜひお願いしたいと考えております。また、子供の意見聴取に関しては、こども家庭庁で行われている「こども若者★いけんぷらす」や子供や若者の参加などもぜひ引き続き推進していただくようよろしくお願いいたします。以上です。

○田中企画官　ありがとうございます。それでは、その他の議題はここまでとさせていただきたいと思います。本日は皆様に活発に御発言いただき、ありがとうございました。